

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	中央操作室換気空調系冷却装置用圧縮機の駆動用電動機の点検において、冷却用外扇ファンのキー溝及びキー本体に摩耗及び変形が認められたため、当該ファンを交換	D	
2	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）の逆洗用ベント弁駆動部の点検において、制御用電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理排気孔を修理	D	
3	2号機	循環水ポンプ（B）の軸受冷却用水配管の凍結防止用電気ヒーターの点検において、絶縁不良が認められたため、当該ヒーターを交換	D	
4	2号機	残留熱除去海水系ポンプの点検において、水抜き用仮設ホースの取付け箇所より海水のリーク（約120リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	主タービン湿分分離器（3）の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
6	2号機	主高圧タービノズルダイヤフラム（5段目）の磁粉探傷検査において、水平継手面締付ボルト（1本）のネジ部に線状指示模様が認められたため、当該ボルトを交換	D	
7	2号機	主復水器（A）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計9本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
8	2号機	原子炉冷却材浄化系廃スラッジ移送用補助ポンプの出口弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	残留熱除去海水系ポンプB系の出口ストレーナ差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
10	3号機	主排気筒事故時、サンプリングラック捕集タイマに動作不良が認められたため、当該タイマを点検・修理	D	
11	4号機	新燃料輸送容器を原子炉建屋5階に吊り上げ、仮置きを完了した後、搬入用治具の移動操作時、当該治具の下部に取り付けていた補助ワイヤが、仮置きした新燃料輸送容器の吊金具部に干渉し、当該輸送容器に僅かな外部応力を与えたため、対応検討	C	
12	6号機	原子炉建屋換気空調系6階エリア内温度調整弁の点検において、弁開度計の指示値に精度外れが認められたため、当該弁を修理	D	
13	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計5本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
14	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（A）用一酸化炭素／酸素分析装置盤（A）に異常を示す警報の発生が認められたため、対応検討	D	
15	その他	当所のホームページの取放水温度差公開画面において、南放水口排熱量他のデータ表示誤りが認められたため、当該表示を修正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで